

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、平成27年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成27年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 4 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

受印欄 (単位は円)		種類	青色	国出	損失	修正	特示	番号	送付必要
収入金額等	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③	2	4	0	0	0	0	0
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥	8	0	0	0	0	0	0
	雑	⑦							
	公的年金等	⑧							
	その他	⑨							
	総合譲渡	⑩							
所得金額	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③	1	6	2	6	5	0	0
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥	6	0	0	0	0	0	0
	雑	⑦							
	公的年金等	⑧							
	その他	⑨							
	総合譲渡	⑩							
所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩							
	医療費控除	⑪							
	社会保険料控除	⑫		7	0	0	0	0	0
	小規模企業共済等掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭		1	0	0	0	0	0
	地震保険料控除	⑮			5	0	0	0	0
	寄附金控除	⑯							
	寡婦、寡夫控除	⑰							
	勤労学生、障害者控除	⑱							
	配偶者(特別)控除	⑲		3	8	0	0	0	0
扶養控除	⑳		1	2	6	0	0	0	
基礎控除	㉑		3	8	0	0	0	0	
合計	㉒		2	8	7	0	0	0	
課税される所得金額	㉓							0	0
上記の②に対する税額	㉔		2	2	4	0	8	5	0
配当控除	㉕								
(特定増改築等)区分	㉖								
住宅借入金等特別控除	㉗		2	0	0	0	0	0	0
政党等寄附金等特別控除	㉘								
住宅耐震改修特別控除	㉙								
住宅特定改修・固定住宅	㉚								
新築等特別税額控除	㉛								
差引所得税額	㉜		2	0	4	0	8	5	0
災害減免額	㉝								
再差引所得税額	㉞		2	0	4	0	8	5	0
復興特別所得税額	㉟								
所得税及び復興特別所得税の額	㊱		2	0	8	3	7	0	7
外国税額控除	㊲								
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊳		2	2	0	0	0	0	0
所得税及び復興特別所得税の申告税額	㊴		1	8	6	3	7	0	0
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	㊵								
所得税及び復興特別所得税の納める税金	㊶		1	8	6	3	7	0	0
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㊷								
配偶者の合計所得金額	㊸								
専従者給与(控除)額の合計額	㊹								
青色申告特別控除額	㊺								
基本所得、一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊻								
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊼								
本年分で差し引く繰越損失額	㊽		1	5	4	5	0	0	0
平均課税対象金額	㊾								

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、まず、「措法41の5の2による繰越損失額」(△15,450,000円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△7,950,000円)を、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000円)から差し引いた残額(14,315,000円)を記載します。

《第三表》

住所
〒
コクゼイ ジロウ
氏名
国税 次郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文			
法	条	項	号
所法	措法	處法	
所法	措法	處法	
所法	措法	處法	

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㉔							
			軽減分 ㉕							
			長期譲渡	一般分 ㉖	1	0	0	0	0	0
				特定分 ㉗						
				軽減分 ㉘						
			株式等の譲渡	未公開分 ㉙						
				上場分 ㉚						
				上場株式等の配当 ㉛						
				先物取引 ㉜						
				山林 ㉝						
		退職 ㉞								
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分 ㉟							
			軽減分 ㊱							
			長期譲渡	一般分 ㊲						0
				特定分 ㊳						
				軽減分 ㊴						
			株式等の譲渡	未公開分 ㊵						
				上場分 ㊶						
				上場株式等の配当 ㊷						
				先物取引 ㊸						
				山林 ㊹						
		退職 ㊺								
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉑)	㉑	1	4	3	1	5	0	0
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉒)	㉒	2	8	7	0	0	0	0
		㉓ 対応分 ㉗	㉗	1	1	4	4	5	0	0
		㉔ 対応分 ㉘	㉘						0	0
		㉕ 対応分 ㉙	㉙						0	0
		㉖ 対応分 ㉚	㉚						0	0
		㉗ 対応分 ㉛	㉛						0	0
		㉘ 対応分 ㉜	㉜						0	0
		㉙ 対応分 ㉝	㉝						0	0
		㉚ 対応分 ㉞	㉞						0	0

税金の計算	税額	㉗ 対応分 ㉗	㉗	2	2	4	0	8	5	0
		㉘ 対応分 ㉘	㉘							
		㉙ 対応分 ㉙	㉙							
		㉚ 対応分 ㉚	㉚							
		㉛ 対応分 ㉛	㉛							
		㉜ 対応分 ㉜	㉜							
		㉝ 対応分 ㉝	㉝							
		㉞ 対応分 ㉞	㉞							
		㉟ 対応分 ㉟	㉟							
		㊱から㊲までの合計 (申告書B第一表の㉑に転記)	㊱	2	2	4	0	8	5	0
その他	株式等配当先物取引	本年分の㉛、㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㉟	㉟							
		本年分の㉛から差し引く繰越損失額 ㊱	㊱							
		本年分の㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊲	㊲							
		本年分の㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊳	㊳							
		本年分の㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊴	㊴							

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000 円	0 円 (7,500,000)	円
合計 ㉑			0	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日	
	D	E	F	通算	特別期間
取得期限					
資産					
入力					
申告区分					

(平成二十七年分以降) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5の2による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。